

○神栖市庁舎等有料広告募集要項

令和8年8月28日

告示第134号

(趣旨)

第1条 この告示は、庁舎等（神栖市役所（以下「本庁舎」という。）及び本庁舎の分室（以下「分庁舎」という。）をいう。以下同じ。）への広告の募集等に関し、神栖市有料広告掲載要項（平成19年神栖市告示第36号。以下「掲載要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲等)

第2条 庁舎等に広告を掲載することができるもの及び広告の内容、デザイン等は、掲載要項及び別に定める掲載基準の規定によるものとする。

(規格等)

第3条 広告の掲載場所、掲載位置、掲載枠数、規格及び掲載料等は、別表のとおりとする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。ただし、年度を越えることはできない。

(募集方法等)

第5条 広告掲載の募集は公募によるものとし、広報紙、市ホームページ等により行う。

2 市長は、募集を行うにあたって、掲載実績のある私企業等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

3 市長は、募集枠に満たなかった場合又は空き枠が生じた場合には、随時募集を行うことができる。

(申込み)

第6条 広告掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は、神栖市庁舎等有料広告掲載申込書（様式第1号）に原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

(可否の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、掲載要項第6条第1項に規定する神栖市有料広告掲載審査会に諮り掲載の可否を決定し、神栖市庁舎等有料広告掲載決定通知書（様式第2号。以下「掲載決定通知書」という。）又は神栖市庁舎等有料広告不掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、申込者が募集枠を超えた場合は、次の順位により決定する。

- (1) 希望する掲載期間が長いもの
- (2) 市内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に揚げるもの以外のもの

3 前項の規定によっても申込者が募集枠を超える場合は、抽選により決定する。

(掲載料の還付等)

第8条 納入された掲載料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該掲載料の全部又は一部を広告主（掲載決定通知書を受けたものをいう。以下同じ。）に還付することができる。

(1) 掲載決定後又は開始後、市の都合により掲載ができなくなった場合

(2) その他広告主の責めによらない理由により、市が広告掲載を取り消した場合

2 前項ただし書の規定は、掲載決定期間のうち1日も掲載されていない月の掲載料について適用するものとする。ただし、利子は付さない。

(費用負担)

第9条 広告の作成費用は、広告主が負担するものとする。

(広告内容の変更)

第10条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとするときは、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(広告主の責任等)

第11条 広告掲載中に当該広告の紛失等が生じた場合、市長はその責任を負わないものとする。

2 掲載した広告の内容により第三者に損害等が生じた場合は、広告主がその責任を負うものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

掲載場所	掲載位置	掲載枠数	規 格	掲載料（1枠）
本庁舎 エレベーター内	壁面	3 枠	A 2 判用紙 縦 5 9 4 mm×横 4 2 0 mm	3, 0 0 0 円／月
本庁舎 トイレ内	壁面	6 枠	A 2 判用紙 縦 5 9 4 mm×横 4 2 0 mm	3, 0 0 0 円／月
分庁舎 トイレ内	壁面	4 枠	A 2 判用紙 縦 5 9 4 mm×横 4 2 0 mm	3, 0 0 0 円／月
		1 4 枠	A 3 判用紙 縦 4 2 0 mm×横 2 9 7 mm	2, 0 0 0 円／月

備考 規格以下のサイズであれば、当該規格にかかわらず掲載できるものとする。